

令和4年第2回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和4年2月24日(木)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時15分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時59分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	野澤 明 廣	出	11	内田 平 三	出
2	石澤 清 治	出	12	坂本 和 彦	欠
3	八木 秀 雄	出		坂本 規 男	出
4	柴崎 高 志	出		柴崎 徹	出
5	室岡 重 雄	出		加藤 和 明	出
6	新井 一 弘	出		須賀 正 光	出
7	小和 瀨 守	欠		吉田 信 雄	出
8	石田 裕 司	出		吉田 一 行	出
9	小野田 房 良	出		關谷 利 男	出
10	中嶋 安 男	欠		小淵 美 喜 夫	出

議事参与者

職 員

局 長 根岸伸年
 次 長 清水周二
 書 記 権田貴大

事務局長 議長	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和4年第2回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、坂本和彦委員、中嶋安男委員、小和瀬守委員から欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は12名中9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
事務局長	<p>令和4年第2回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、報告第2号、農地の改良に係る届出について。</p> <p>日程第3、報告第3号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について。</p> <p>日程第4、議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>日程第5、議案第9号から議案第12号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第6、議案第13号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>日程第7、議案第14号、農用地利用配分計画の案について。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは、石田裕司委員と小野田房良委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、報告第2号、農地の改良に係る届出について報告いたします。</p> <p>それでは、報告第2号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地の改良につきましては、県の農地改良等の取扱いに関する要綱によりまして、改良する面積が1,000㎡未満、工事期間が1か月以内等の要件に該当する軽微な事案の場合には、工事着工前に農業委員会へ届け出ることで行うことができるものとなっております。</p> <p>それでは、報告番号第2号につきまして、報告いたします。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>場所は、桜沢工業団地の西側に隣接する場所となります。申請者の農地が、桜沢工業団地の計画地にかかっておりましたが、農業を継続するため、その農地の一部を分筆して残すこととなりました。</p> <p>地表面が東側にやや下がっていることから、隣接する元の農地から土を入れ、全体的に平らになるように改良するものです。改良後はにんにくを作付けする計画となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>報告事項ですので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第3、報告第3号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について報告いたします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第3号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の2ページをご覧ください。</p>

	<p>農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定により届出につきましては、農地を畜舎、堆肥舎、農機具収納施設、農業用倉庫等の農業用施設の用に供する場合、農地の面積が 2 アール (200 ㎡) 未満であれば、農地転用の許可は必要なく、農業委員会への届出で足りるというものです。</p> <p>それでは、報告番号第 3 号につきまして、ご報告申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>場所は、株式会社〇〇〇〇の敷地内となります。一昨年、今回の申請地の南と東の農地を軽微変更し、その後、4 条の転用許可を受け、鶏舎を新築したのですが、建築確認の完了検査の際、当初の計画地からはみ出していたことがわかり、是正のための手続きということで、設置後の届出となります。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項ですのでご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第 4、議案第 8 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 8 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 3 ページをご覧ください。</p>
	<p>農地法第 3 条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。</p> <p>それでは、議案第 8 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>申請地は、〇〇地内の主に譲受人宅の周辺となります。</p> <p>(譲受人名)さんは、ご家族で〇〇地区全域にわたって、畑では花卉や植木、田では米を作っております。</p> <p>今回取得する農地では、田では米、畑では福寿草を生産する計画となっております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>説明は以上でございます。</p> <p>この件について、まず、地元委員さんお願いいたします。</p> <p>野澤委員。</p>
野澤委員	<p>この件に関しては、私と小和瀬委員が担当で、小和瀬委員が、(譲渡人名)さんから説明を受けた話によりますと、(譲受人名)さんという方は、〇〇地域で園芸や植木や野菜などを広くやられている〇〇さんの娘さんでありまして、大々的に家族 3 代でやられております。(譲渡人名)さんは、ご自身では耕作しておらず、息子さんについても農業を継ぐ意思はないとのことで、一括して、(譲受人名)さんに土地を譲り渡し、離農するとのことで、問題ないものと思っておりますので、ご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 8 号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第 4、議案第 9 号から議案第 12 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 9 号について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の 4 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転または設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第 9 号につきまして、ご説明申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>譲受人は、他市に住所がある工務店ですが、県北地域での工事受注が増えているため、国道や県道沿いで、資材置き場の候補地を検討していたところ、今回の申請地を借りることができたため、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。</p> <p>坂本推進委員。</p>
<p>坂本推進委員</p>	<p>19 日の土曜日に、柴崎委員と現地を確認してまいりました。現況は畑となっておりますけれども、篠が生えておりまして、耕作放棄の状態でありました。特に問題ないものと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 9 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 10 号について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 10 号についてご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
<p>事務局</p>	<p>申請人は、他市の借家に居住しておりますが、両親の暮らす実家に近い場所で、住宅建築を検討していたところ、今回の申請地を譲ってもらえることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 35 条第 4 号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域に居住する者の日常生活又は、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はな</p>

	<p>いものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。</p>
柴崎委員	<p>柴崎委員。</p> <p>先日、19日に坂本推進委員と現地を確認してまいりました。この土地は、保全管理されている畑でありまして、特に問題ないものと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので議案第10号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第11号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第11号について、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は、他市の借家に暮らしておりますが、子供も生まれ、借家では手狭となっていたため、妻の実家がある寄居町で、自己用住宅の建築を検討していたところ、申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資料及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さん、何かご意見はございますか。</p>
吉田推進委員	<p>吉田推進委員。</p> <p>2月20日、日曜日に石澤委員と内田委員の3名で現地調査を行いました。3方向に住宅が立ち並んでいる状態で、土地は綺麗に整地され、特段の問題はないものと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
議長	<p>(委員の中から「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第11号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第12号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第12号についてご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>都市計画法の用途区域内にある農地が本議案の申請地になります。</p> <p>譲受人は、〇〇区の借家に居住しておりますが、妻の実家のある寄居町で、両親と助け合いながら、生活していきたいと考えていたところ、妻の実家にも近い、今回の申請地を譲ってもらえることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>公図をご覧になって頂きますと、申請地の間に水路がございますが、建設課に確認し、払</p>

	<p>い下げの見込みがあることを確認しております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、すべて問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p>
吉田推進委員	<p>吉田推進委員。</p> <p>去る19日に、坂本委員と現地確認をいたしました。境界線等の確認もされておりました、この土地自体になにも作付けされておきませんが、きれいな土地となっております。道路の入り口から、住宅地になっておきまして、周辺は、畑等がありますけども、作付けされていないようなところもありますし、山林も竹林化しているようなところがございますし、駅から非常に近いところでもありますため、問題ないものと思いますので、ご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
野澤委員	<p>質問をよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>野澤委員。</p>
野澤委員	<p>払い下げる予定の水路については、水が流れているのでしょうか。</p>
議長	<p>吉田推進委員。</p>
吉田推進委員	<p>水路と言いますが、溝という形で、昔でいう、土地の境界といったものであると思います。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第12号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第6、議案第13号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第13号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定(移転)につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第18条第1項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため、安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確となり、安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第3条の許可が必要となるものですが、この利用権設定により賃借をする場合につきましては、農地法第3条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第13号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号1の借受人)以下9人です。</p>

	<p>貸付人は、(議案書整理番号1の貸付人)以下19人です。</p> <p>合計27筆で、47,122㎡、そのうち、田が7筆で、9,506㎡、畑が20筆で、37,616㎡となります。</p> <p>なお、ご決定をいただきました後に、同法第19条によりまして、町が農用地利用集積計画を告示いたします。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第13号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。</p> <p>続きまして、日程第7、議案第14号、農用地利用配分計画の案についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第14号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>議案第14号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくものでございまして、同法の第19条によりまして、農地中間管理機構が、この農用地利用配分計画の案を作成するにあたり、町が協力する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものでございます。</p> <p>農地中間管理事業につきましては、平成26年度から始まった事業で、埼玉県では埼玉県農林公社が該当となります農地中間管理機構が、農地の貸し付け希望者を募集して、農地を借り受けます。農地中間管理機構が借り受けた農地は、地域で農地の借り受けを希望する者を公募し、応募者の中から、適切な貸し付け相手方を選定したうえで、認定農業者等、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けを行うという事業でございます。</p> <p>当町における農地中間管理事業の推進につきましては、赤浜地区、小園地区、用土地区に加え、昨年度は上郷南・中郷地区、牟礼地区、今市地区を拡大し、農地中間管理機構、県、町の3者で実施しております。</p> <p>先ほどご審議をいただきました、議案第14号の農用地利用集積計画の整理番号23番から27番の農地を、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が借り受けます。</p> <p>その借り受ける農地を、どの借り受け希望者に貸し付けるのか定めたものが、この農用地利用配分計画でございます。</p> <p>借り受け希望者は、(賃借権の設定を受ける者の名称)となります。議案書の8ページから9ページは審議用資料ということで、対象地区の図面となっており、赤枠と斜線で記されている農地が、今回の農用地利用配分計画の対象農地となっております。</p> <p>それぞれ地区ごとの集積面積、集積率については、審議用資料に記載されたとおりとなっております。</p> <p>なお、ご承認をいただきました後に、町に意見を報告し、町はその意見を聴き、町から農地中間管理機構にこの配分計画の案を送付します。その後、農地中間管理機構内での決定を</p>

	<p>経まして、県知事が認可、公告を行うという流れとなっております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 14 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 14 号は原案のとおり意見なしで、町へ報告いたします。</p> <p>以上で全ての議案審議が終了しました。</p> <p>委員さんから、何かありましたら、お願いいたします。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長 事務局長	<p>事務局から何かありますか。</p> <p>事務局から 1 点、ご連絡いたします。</p> <p>次回の総会ですが、3 月 25 日、金曜日の午前 10 時 30 分からでお願いいたします。</p> <p>繰り返し申し上げます。</p> <p>3 月 25 日、金曜日、午前 10 時 30 分からでお願いいたします。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長 事務局長	<p>それでは他に無いようですので、令和 4 年第 1 回総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>(起立、礼、着席の発声)</p>

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和4年2月24日

議長

室岡重雄

委員

石田裕司

委員

小野田房良